

各所属所長 殿

一般財団法人青森県教職員互助会
理事長 風張知子
(公印省略)

令和5年度末退職者に係る互助会手続きについて（通知）

当互助会の運営につきましては、平素から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和5年度末退職者に係る互助会手続きについては、別紙のとおりですので、下記にご留意のうえ、事務処理に遺漏のないようお願いします。

なお、令和5年度末に退職する会員が、4月から新たに「臨時講師等」※として勤務し、健康保険は公立学校共済組合青森支部に加入する場合、別添「加入確認書」の提出が必要ですので、該当の会員がいる場合は、令和6年3月27日（水）までに提出（FAX可）くださるようお願いします。

記

1. 注意事項

- (1) 「加入確認書」は、令和5年度末に退職する会員が、4月から新たに「臨時講師等」として勤務し、公立学校共済組合青森支部に加入する場合のみ提出してください。
すでに退職し、臨時講師等として勤務している方が任期満了により退職する場合の提出は不要です。
なお、3月27日（水）以降に臨時講師等の任用が決まった場合等は、判明した時点で速やかに「加入確認書」を提出してください。
また、「加入確認書」の様式は、互助会ホームページからダウンロードできます。
- (2) 「加入確認書」を加入するとして提出した場合、給付・厚生事業は、現職中と同様に受けられますが、任用期間に定めがあり償還を担保できないことから、貸付事業は対象外となりますので、ご了承願います。
- (3) 退職後、空白期間の後で臨時講師等として勤務し、公立学校共済組合青森支部に加入することになった場合、互助会に加入できますが、新たに加入手続きが必要です。
- (4) 今年度60歳の会員が、定年引上げにより常勤職員として勤務する場合、互助会は引き続き加入の取り扱いとなります。（手続きは不要。）

※ 臨時講師等・・・臨時講師、臨時養護助教諭、臨時実習講師、臨時寄宿舎指導員、臨時学校栄養職員、臨時事務職員、非常勤職員（短時間勤務）

【担当】

(一財) 青森県教職員互助会 白川
TEL 017-734-9914
FAX 017-734-8276